

＼ 4つのポイント /

- ① **新卒者(就職内定者)もお申込OK!**
- ② 本人以外の**家族の車の購入、借換、購入と借換の同時申込、マイカーローンの取りまとめにも対応!**
- ③ カー用品、車検、免許取得、車庫建設等の資金に**幅広く対応可能!**
- ④ お申込み金額500万円未満の場合**所得証明資料は不要!**

＼ その夢、けんしんが応援します /

マイカーローン

詳しくはお近くの〈けんしん〉窓口にお気軽におたずねください。



本店営業部 076-421-5541
 砺波支店 0763-32-3351
 庄川井波支店 0763-82-0248
 戸出支店 0766-63-1150
 福光支店 0763-52-1122
 福野支店 0763-22-2218

城端支店 0763-62-0323
 魚津支店 0765-22-3133
 高岡支店 0766-23-3580
 高岡南支店 0766-23-3178
 射水支店 0766-52-5525

＼マイカーローンについてはコチラ／



<https://www.toyama-kenshin.co.jp/>

担保・保証人不要

ご融資金額

10万円～
1,000万円

自家用車(自動二輪を含む)の購入、
カー用品の購入、車庫の新築等、
車に関する費用ならおまかせください!



けんしん
富山県信用組合

[商品概要説明書]

令和3年10月1日 現在

1. 商品名	マイカーローン
2. お申込み年齢	・申込時年齢が満18歳以上で、最終返済時満80歳未満の方
3. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・安定、継続した収入が見込める方 ※就職先が内定している新卒予定者(高校・専門学校・短大・大学・大学院)の方も対応可 新卒予定者は、卒業前年の10月から申込開始、元金据置対応も可(10月～3月) ・借換の場合、その対象ローンに直近3か月間返済遅延のない方 ・過去に不渡り、延滞等の事故がなく、(株)ジャックスの保証が受けられる方
4. 資金用途	<ul style="list-style-type: none"> ・申込者本人または家族が必要とする以下の資金 ※家族は原則配偶者・親・子とし、本人との同居を条件といたしません ※但し、事業性・投機性・個人間売買資金は除きます ①自動車(軽トラック・自動二輪含む)購入費用および付帯費用 買い替え時の残債務等も含む(必要額) ②カー用品等購入資金および付帯費用 ③車検・整備・修理費用、運転免許取得費用および付帯費用 ④マイカーローンの借換資金(自・他金融機関とも可)および付帯費用 ※残価設定型ローンも対象 ※複数契約の一本化も可 ※事故等ですでに車両がない場合も取扱可 ※家族名義のマイカーローンの借換資金も合算可(複数台も可) ⑤車庫建設資金および付帯費用 ⑥上記①～⑤の用途で申込日より1ヶ月以内に支払済の頭金等一部資金 ⑦上記①～⑥の合算資金 ⑧上記①～⑦の用途で、借入に付帯する諸費用等を含む資金
5. 実行方法	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、本人口座経由の業者振込といたします。 ※借換資金の場合は、対象ローン返済用口座振込または借入先への振込 ※車両と合算での申込の場合に限り、50万円を上限として資金用途②カー用品等購入資金に関し 申込本人口座振込可 ※支払済の頭金等資金について、本人口座残し可
6. お借入金額	<ul style="list-style-type: none"> ・10万円以上1,000万円未満(1万円単位) ※資金用途⑤は上限金額100万円 ※借換のみの場合は、残存一括償還金額を上限とします
7. お借入期間	<ul style="list-style-type: none"> ・6ヶ月以上10年以内(1ヶ月単位) ※借換対象ローンの残存期間は問いません
8. お借入金利	<ul style="list-style-type: none"> ・変動金利方式のみ ・お借入金利は、お申込時ではなく、実際にお借入頂く日の金利が適用されます。
変動金利方式	<ul style="list-style-type: none"> ・新規お借入時の金利は年2回、4月1日・10月1日の新長期プライムレートを基準として各々6月1日・12月1日からの適用金利を決定します。 ・お借入後の金利は、年2回、毎年4月1日・10月1日の新長期プライムレートを基準として行ないます。 見直し後の新利率はそれぞれ翌々月の約定返済日の翌日より適用いたします。 その場合、新長期プライムレートの変動幅と同じだけ引き上げ、引き下げを致します。
9. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ①毎月元利均等返済 ②毎月元利均等返済とボーナス返済の併用(ボーナス元金は融資金額の50%を上限) ③元金据置返済(新卒予定者のみの対応:10月～3月の6か月間)
10. 保証人・保証料等	<ul style="list-style-type: none"> ・保証会社の保証をおつけいただきますので、原則として別途保証人をたてていただく必要はありません。 但し、保証会社が必要と認めた場合には、この限りではありません。 ・申込対象者が未成年の場合は、親権者を連帯保証人とします。 ・申込対象者が就職内定者・新卒者の場合は、連帯保証人を要します。

	<ul style="list-style-type: none"> ・保証料は金利に含まれます。 ・新規証書貸付事務取扱手数料として2,200円が必要となります。 ・印紙代等諸費用は、別途ご負担いただきます。
11. 担保	不要

12. 申込時必要書類	用意いただく書類			
	<p>① 本人確認書類 (運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード・パスポート)※顔写真のないものについては複数の資料にて確認させていただきます。</p> <p>② 所得証明資料 ※融資金額500万円未満は省略可</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">給与所得者</td> <td>源泉徴収票または住民税決定通知書の写し (勤続が浅い方は直近2か月分の給与明細写し)</td> </tr> <tr> <td>自営業者</td> <td>確定申告書(受付印要)または納税証明書(その1、その2)写し</td> </tr> </table> <p>③ 資金使途確認資料</p> <p><新規購入等の場合> 見積書、売買契約書、注文書等写し ※車両と合算でのカー用品等購入資金(本人口座振込枠)に関しては使途証明不要</p> <p><借換資金の場合> 償還表、残債一括計算書(借換対象がクレジットの場合)、 返済実績資料(直近3か月分)写し</p> <p><支払済資金の場合> 明細付領収書、領収書と明細書等の組み合わせ、 (直近1ヶ月以内) 振込票と明細書等の組み合わせ</p> <p>④ 新卒予定者の場合 就職内定通知書(就職先及び時期が確認可能な資料) 学生証または在学証明書写し</p>	給与所得者	源泉徴収票または住民税決定通知書の写し (勤続が浅い方は直近2か月分の給与明細写し)	自営業者
給与所得者	源泉徴収票または住民税決定通知書の写し (勤続が浅い方は直近2か月分の給与明細写し)			
自営業者	確定申告書(受付印要)または納税証明書(その1、その2)写し			
	記入いただく書類			
	<p>① ローン借入申込書(ジャックス) ② お客さまの個人情報の取扱いについて(当組合用)</p> <p>③ 変動金利制適用に関する特約書</p>			

13. 繰上返済など	<p>・繰上返済を行なう場合や返済条件を変更する場合、以下のとおりの手数料が必要となります。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="2">【繰上返済手数料】</td> <td>全額繰上償還</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>一部繰上げ返済 都度</td> <td>5,500円</td> </tr> </table> <p>【その他条件変更手数料】 5,500円</p>	【繰上返済手数料】	全額繰上償還	5,500円	一部繰上げ返済 都度	5,500円
【繰上返済手数料】	全額繰上償還		5,500円			
	一部繰上げ返済 都度	5,500円				

※ローン契約については所定の審査があり、ご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

※手数料にはいずれも消費税等が含まれます。

14. 苦情処理措置 紛争解決措置	<p>・苦情処理措置</p> <p>ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用下さい。</p> <p>【窓口：富山県信用組合 総務部】 受付日 月曜日～金曜日(土日・祝日および金融機関の休日を除く) 電話0763-33-3351 受付時間 午前9時～午後5時</p> <p>なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.toyama-kenshin.co.jp</p> <p>・紛争解決措置</p> <p>東京弁護士会 紛争解決センター (電話:03-3581-0031) 第一東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3595-8588) 第二東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3581-2249)</p> <p>上記センターで、紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記富山県信用組合総務部または下記窓口までお申し出下さい。</p> <p>【窓口：(社)全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日 月曜日～金曜日(土日・祝日および協会の休日を除く) 電話 03-3567-2456 受付時間 午前9時～午後5時 住所 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5(全国信用組合会館内)</p>
----------------------	---